

改正

平成15年1月27日規則第5号

平成17年4月8日規則第51号

平成19年7月25日規則第34号

平成20年6月26日規則第37号

平成25年4月1日規則第20号

平成26年7月28日規則第27号

平成27年4月13日規則第34号

平成28年4月1日規則第15号

平成28年5月18日規則第25号

安全で快適な千代田区の生活環境の整備に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、安全で快適な千代田区の生活環境の整備に関する条例（平成14年千代田区条例第53号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(告知及び弁明の機会の付与)

第2条 条例第15条第1項の規定による改善命令を行うときは、あらかじめ告知書（改善措置命令予告）（第1号様式）により告知し、弁明の機会の付与する。

(改善命令)

第3条 条例第15条第1項の規定による改善命令は、改善措置命令書（第2号様式）により行うものとする。

2 条例第15条第1項の規定による措置を行う期限は、前項の命令書を発した日から起算して10日以内とする。ただし、区長は、特に必要があると認めるときは、その期限を短縮し、又は延長することができる。

(公表)

第4条 条例第15条第2項の規定による公表は、次に掲げる事項を区役所門前掲示場に掲示するとともに、区が発行する広報紙に登載して行うものとする。

(1) 違反者の氏名及び住所

(2) 違反の日時及び場所

- (3) 違反の内容
- (4) 改善命令の内容
- (5) 弁明の内容
- (6) その他区長が必要と認める事項

(千代田区一斉清掃の日)

第5条 条例第18条第1項に規定する規則で定める日は、6月6日及び11月6日とする。ただし、当日が休日（千代田区の休日を定める条例（平成元年千代田区条例第1号）に規定する休日を含む。）に当たるときは、直後の休日でない日とする。

(違法駐車等防止重点地区の指定、変更又は解除の告示)

第6条 条例第19条第5項に規定する規則で定める告示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 違法駐車等防止重点地区（以下「重点地区」という。）の名称
- (2) 重点地区として指定し、変更し、又は解除する範囲
- (3) 重点地区として指定し、変更し、又は解除する期日

(環境美化・浄化推進モデル地区の指定、変更又は解除の告示)

第7条 条例第20条第5項に規定する規則で定める告示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 環境美化・浄化推進モデル地区（以下「推進モデル地区」という。）の名称
- (2) 推進モデル地区として指定し、変更し、又は解除する範囲
- (3) 推進モデル地区として指定し、変更し、又は解除する期日

(路上禁煙地区の指定、変更又は解除の告示)

第8条 条例第21条第5項に規定する規則で定める告示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 路上禁煙地区の名称
- (2) 路上禁煙地区として指定し、変更し、又は解除する範囲
- (3) 路上禁煙地区として指定し、変更し、又は解除する期日

(環境美化・浄化推進団体設立の届出)

第9条 条例第22条第1項の規定により設立された環境美化・浄化推進団体（以下「推進団体」という。）は、環境美化・浄化推進団体届出書（第3号様式）により区長に届け出るものとする。

2 区長は、推進団体に対して必要な助成を行うことができる。

(推進団体の活動)

第10条 推進団体は地域の生活環境の整備に自主的に取り組むとともに、区などが行う街頭活動に参加するものとする。

2 前項の自主的な取り組み及び街頭活動は、概ね次によるものとする。

- (1) 地域の清掃及び環境美化・浄化協定に基づく指導及び協力依頼
- (2) 条例に規定する禁止行為又は違法駐車車両に対する注意、指導及び警告書の貼付
- (3) 合同パトロール及びキャンペーン活動

3 推進団体は、区による地域の生活環境の状況の把握に協力するものとする。

(協議会の組織及び運営)

第11条 条例第22条第3項の規定により設置する千代田区生活環境改善連絡協議会（以下「協議会」という。）は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 連合町会長代表
- (2) 区商店街連合会代表
- (3) 推進団体代表
- (4) 関係行政機関及び公共交通機関の職員
- (5) 区長
- (6) その他、区長が必要と認める者

2 協議会の会長は区長とする。

3 会長は協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は委員の中から会長が指名し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

5 協議会は、会長が招集する。

6 協議会の庶務は、地域振興部において処理する。

(環境美化・浄化協定の締結)

第12条 条例第23条第2項の規定による届出は、環境美化・浄化協定届出書（第4号様式）によるものとする。

(環境美化・浄化協定の告示)

第13条 条例第23条第3項に規定する規則で定める告示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 協定の名称
- (2) 協定の概要
- (3) 協定を認証する期日

2 認証した協定が解除されたとき又は効力を失ったと認めるときは、区長は認証を取り消すものとする。この場合には前項の規定の例により認証を取り消す旨を告示するものとする。

(環境美化・浄化協定の実現への支援)

第14条 条例第23条第4項の規定による協定の締結及び認証した協定の実現についての支援は、次に掲げるところにより行う。

- (1) 推進団体等への運営支援
- (2) 清掃用具の支給
- (3) 啓発用品の支給
- (4) その他区長が必要と認める支援

(過料)

第15条 条例第24条の規定による過料を科すときは、過料を科す相手に対し、次の各号に掲げる書面によりあらかじめ告知し、弁明の機会を付与する。

- (1) 同条第1項第1号の場合 告知書(過料処分予告)(第1号の3様式)
- (2) 同条第1項第2号の場合 告知・弁明書(第1号の2様式)

2 過料を科すときは過料処分通知書(第5号の2様式又は第5号の3様式)を交付するものとする。

(表彰)

第16条 条例第27条第2項の規定による顕彰として個人表彰及び団体表彰を行うときは、区長は協議会における協議を経て決定する。

(委任)

第17条 この規則に定めのない事項は、区長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成14年10月1日から施行する。

(千代田区吸い殻、空き缶等の散乱防止に関する条例施行規則の廃止)

2 千代田区吸い殻、空き缶等の散乱防止に関する条例施行規則(平成11年千代田区規則第13号)は、廃止する。

附 則(平成15年1月27日規則第5号)

1 この規則は、平成15年2月1日から施行する。

2 この規則による改正前の第1号様式及び第5号様式による用紙で、現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成17年4月8日規則第51号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際、この規則による改正前の安全で快適な千代田区的生活環境の整備に関する条例施行規則の規定による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成19年 7 月25日規則第34号）

この規則は、公布の日から施行し、（中略）第6条の規定による改正後の安全で快適な千代田区的生活環境の整備に関する条例施行規則の規定（中略）は、平成19年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成20年 6 月26日規則第37号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年 4 月 1 日規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年 7 月28日規則第27号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年 4 月13日規則第34号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の次の各号の規則の規定は、平成27年 4 月 1 日から適用する。

- （1）千代田区組織規則
- （2）千代田区書庫管理規則
- （3）千代田区庁有自動車の管理等に関する規則
- （4）千代田区情報システム運営規則
- （5）千代田区予算事務規則
- （6）職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則
- （7）千代田区会計事務規則
- （8）千代田区契約事務規則
- （9）千代田区特別区税条例施行規則
- （10）千代田区男女共同参画センター条例施行規則
- （11）千代田区災害対策本部条例施行規則
- （12）千代田区保育施設等運営基準条例施行規則
- （13）千代田区学童クラブ条例施行規則
- （14）千代田区嘱託医設置規則

- (15) 千代田区障害者福祉手当条例施行規則
- (16) 千代田区一般廃棄物の処理及び再利用に関する規則
- (17) 安全で快適な千代田区の生活環境の整備に関する条例施行規則
- (18) 千代田区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例施行規則
- (19) 千代田区開発登録簿閲覧所閲覧規則
- (20) 千代田区景観まちづくり条例施行規則
- (21) 千代田区立住宅連絡員規則
- (22) 千代田区営住宅連絡員規則
- (23) 千代田区道路・公園等監理員規則

附 則（平成28年4月1日規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年5月18日規則第25号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の安全で快適な千代田区の生活環境の整備に関する条例施行規則の規定は、平成27年4月1日から適用する。

第1号様式（第2条関係）

第1号の2様式（第15条関係）

第1号の3様式（第15条関係）

第2号様式（第3条関係）

第3号様式（第9条第1項関係）

第4号様式（第12条関係）

第5号様式 削除

第5号の2様式（第15条関係）

第5号の3様式（第15条関係）